



# かつうら

第24号 昭和47年6月1日

## 町民のうごき

世帯数	1,935	男	4,214
人口	8,512	女	4,298
		計	
出生	6	5	11
死亡	5	2	7
転入	26	19	45
転出	33	30	63

昭和47年5月1日現在

発行所 徳島県勝浦郡勝浦町



## 夏の保健衛生

### ★高温高湿と健康

梅雨は日本の夏の前触れです。その梅雨が明けると急に強烈な陽光が地を灼くほどに照りつけてきますが、こうなっても大気中の湿度が依然として高いのが日本の夏の特徴で、汗のためいつも皮膚がべっとり濡れ蒸発しないので放熱効果があがらず、更にあとからあとから汗がにじみ出てくることになり、暑いところで激しい労働をすると体内の熱生産も多く、それを体外へ放散するために発汗も多くなり、時には八時間前後の労働時間中だけで一〇リットル近くになることがあります。本人の身体の調子にもよりますが、中でも重要なのは、睡眠不足、胃腸障害、ビタミン欠乏などですが、これがまた夏に多いことを注意する必要があります。

### ★夏の栄養と食事

言うまいと思えどけふの暑さかな……

だれが詠んだ句かわかりませんが、とかく暑い時は、人体の生理機能、ことに消化器系統の機能が弱まる結果、食欲が低下し、夏やせが起こるのですが、食欲が低下したからといって、そう気にする必要はありません。食欲がない、しかし食べないからだに悪いと考えて、茶漬でもなんでも流し込みますが、そのためにかえって胃の機能を目茶苦茶にしてしまいます。本当に栄養が不足していれば、自然に食欲が出てきます。

夏の栄養補給にとって忘れてならないのは、ビタミンA、B<sub>1</sub>、D、蛋白質、等があげられます。A不足の原因に、夏は緑葉が少ないこと、食欲不振から油を食べないことです。植物性のA、すなわちカロチンは、油を同時に食べたときに吸収がよくなりますが、夏はこれが反対に作用し、せつかくのAも吸収され難いということになります。

—二頁へつづく—

### おもな内容

- 昭和47年度町税決まる……………(2)
- 国民年金……………(2)
- 一年をかえり見て……………(3)
- 一日町長……………(5)
- 交通安全講座……………(5)
- 同和教育シリーズ……………(6)
- 日赤奉仕団……………(7)
- 病院だより……………(7)
- おしらせ……………(8)
- 今月の農作業メモ……………(9)

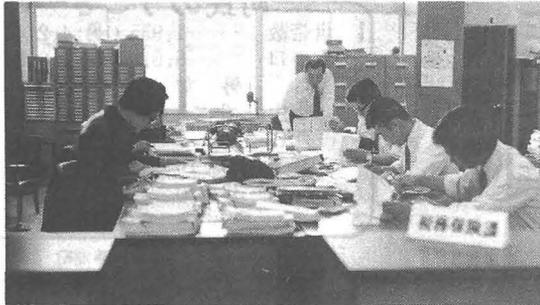
# 昭和47年度町税決まる

## 近日納税通知書を発布

昭和四十七年度分みなさんの町税が決まりました。納税通知書は六月十日付で発布しますから納期限内に必ず納めてください。

町税は町民税、県民税、固定資産税、国民健康保険税の各税額を集合し、本年六月から明年一月の八カ月分割納付となっております。

○納付の方法  
一、納税貯蓄組合員の方



最後の仕上げに追われる税務保険課

指定金融機関(生比奈農協、生名および星谷、簡易郵便局、徳島相互銀行、勝浦支店、阿波銀行勝浦支店、勝浦町農協本部および与川内事業所、坂本事業所、坂本郵便局、四国

## 国民健康保険税アップ

引き上げ率 20%  
(県下平均 25%)



医療費の値上がり、老人医療費の公費負担制度による無料化に伴ない多額の医療費負担を要します。保険会計を維持するため全般に引き上げました。

税務保険課

銀行(小松島支店)の納税および普通貯金より納付してください。納付書は一括して指定金融機関へ送付してあります。

勝浦町役場収入役かつぎの

取納代理機関へ納付してください。阿波銀行勝浦支店、徳島相互銀行勝浦支店、四国銀行小松島支店。

税務保険課

## 町税の納付について

- ・納期内納付に
- ・納税貯金は早めに



昭和四十七年度町税も決まり近く納税通知書が発布されます。日ごろ納税については、組合員各位のご協力により、納税意識も高まり成果をあげています。こ

機関の納税貯金の残高を、お確めの上準備預金を励行されるようお願いいたします。金融機関の事務の都合もありますので早めに(少なくとも毎月納期限の十日前まで)預け入れくださるようお願いいたします。

勝浦町納税貯蓄組合連合会

## 国民年金

豊かな老後のために  
今ならまだ間に合います



あなたもやがて老人になるのです。老後のため誰れもが年金を受ける準備をしています。あなたは国民年金の保険料の納め忘れはありませんか、納めないままですと将来年金を受けられません。納め忘れの保険料を納めることができるのは今年の六月三十日までとなっています。

住民福祉課

## ★食中毒について

私たちが神経質になって手や箸をアルコールで消毒し、口をすすいで食べても肝心なお料理が不潔なものであったらなんにもなりません。

食中毒の事例を見ると、食品の取扱いが清潔でなかったために、例えば、手洗いが不完全であったため、病原大腸菌が食品中に混入したり、手に化膿菌があつて食品中にブドウ球菌が入つたり、またハエやネズミが調理場に侵入したために食品が汚染され、食中毒、伝染病の根源となつた事例が多々あります。食中毒予防上最も重要なことは清潔、迅速、冷却が、食品取扱の上の三原則といわれます。とかくからだの弱りがちな季節です。健康にじゅうぶん注意しましょう。



# 農地の一括生前贈与による

## 果樹の取扱いについて

昭和三十八年より農地の細分化の防止と農業後継者の確保育成のため、農地等の一括生前贈与の特例が設けられて農地および採草放牧地を一定の要件を備えた後継者に贈与する場合は、所定の手続きにより贈与税が相続税なみに軽減されることになっておりますが、果樹は特例から除かれて農地等の贈与があつたときに別に評価されて贈与税が課税されており改善が強く要望されておりましたが三月に通告が出て本年一月一日よりつきのとおり特例を受ける樹園地に植栽されている果樹に限り贈与がなかつたものとして取扱われることになりました。

①贈与がなかつたものとして取扱うときは、農地等の一括贈与の特例を受ける書類を提出の際に果樹の樹種、樹令、本数等および②に該当したときは、その果樹が樹園地の贈与者(父)から、受贈者(子)に贈与があつたものと取扱われてもさしつかえない旨の申し出書をあわせて提出すること。なお、贈与税の納期限延長更新のときも、その後の果樹の状況等につき所定の事項

を記載した果樹に関する申し出書を提出すること。  
 ②樹園地の贈与後において、父が子の世帯員でなくなつたときは、その時点で贈与があつたものとして取扱われます。ただし樹園地を父が経営する  
 ③受贈樹園地を子が譲渡した場合や納期限の延長更新手続きをしなかつたことなどにより贈与税が確定したときは、その時点で果樹の贈与があつたものとして取扱うこと。  
 ④果樹の相続、贈与の場合の財産の評価はそのときの時価で評価する。  
 以上のように取り扱うことになりましたので一括贈与を希望される場合は農業委員会へ申請してください。農業委員会は申請書を毎月十五日までに提出されたものを会議に提出しておりますので、農地の所有権移転、転用などの申請は十五日までに提出くださるとともに地元の委員にご連絡してください。  
 農業委員会



### 「米生産調整」

## 休耕田の除草防除対策について

稲作転換に関連して本年も休耕田が昨年と同面積程度行なわれる予定です。  
 休耕田は病害虫の発生源になるおそれがありますので、雑草の繁茂を未然に防ぐ必要があります。

出され、この事業実施を義務づけられております。  
 本町におきましては県の対策に基づき、夏季雑草の生長期処理を基本として町内一斉防除を つぎのように計画しました。

- ◎**単年休耕田とする場合**
- (一)夏型雑草の発芽直後をねらい町内一斉防除をはかる。
- (二)助成および防除方法

なたね、麦を栽培したあと夏作を休耕する場合、普通転作田としての補助対象になります。現在作付されている農家は、これらの作物の確認をいたしますから、至急役場産業課まで連絡して下さい。

産業課

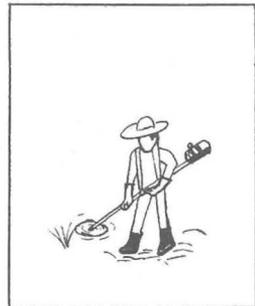
農業委員会

米生産協力「特別交付金」が  
 一キログラム当り五円十五銭  
 交付されました

### 裏作転換の

## 確認について

昭和47年  
 米生産調整



以上のような防除対策をお願いすることになります。  
 夏草の一斉防除時期は、七月そうそう、日を決めて対象農家へ通知しますので必ず指示に従い実施して下さい。

産業課



勝浦町農協 五月十一日  
 生比奈農協 五月二十三日  
 産業課

一年をかえり見て

### 町民による町民のための行政

町 長 堺 福 一



昨年四月三十日に町長就任以来、早くも一カ年が過ぎました。

とは言いながら、私自身にとってはほんとうに長い一年でもありました。この間、新米町長の

悲しさに、ただ、自分の意志のままに突っ走り、町民のみなさんいろいろなご迷惑をお掛けしたことがあったことを、深く反省しています。

しかし、私は私なりにこの一年間を、「町民による、町民のための行政」に誠心誠意取り組み、議会議員各



位の高いご理解とご指導ご協力をいただき、さらに、助役さんをはじめ、職員各位の内助の功を得て、中田前町長から引き継いだ重要懸案事業も、そのほとんどが実を結びつ、あります。

また、町民各位への私の公約も、去る三月の定例議会で承認された勝浦町十カ

年の振興計画に基づき、計画的に実現してゆきたいと考えております。

具体的には、移動役場でもご説明しましたが、昭和四十七年度事業として、社会福祉、教育行政、道路行政を三つの柱として、老人医療の無料化、乳児対策、小学校の体育館、プールの建設、中学校の夜間照明施設の設置、町道の改良舗装事業を予算化し、過疎対策の一環としての中高年齢層向けの工場誘致についても、目下交渉中であり、お約束のように「公害のない工場誘致」を必ず実現したいと思っております。

私にとって、何よりも幸なこととは健康に恵まれていることです。「町民党の町長」をもって自認している私には、昨年は、日曜も祭日もないありさまで、わずかに二日間の休日でしたが、この唯一の財産である健康な身体をもって、豊かな明るい勝浦町を築くため、初心忘れることなく頑張りたいと念願しています。

どうか本年も相変わらず、積極的に町行政にご参画たまわり時には、きびしい父親としてのご叱責や、また折には、慈母の愛をもったご教導がいただけますよう心からお願する次第であります。

### 一日町長

## 創造性のある行政と責任のある仕事を

徳島相互銀行勝浦支店 支店長 松 浦 太 郎



さる五月十日、堺町長さんに一日町長を命ぜられ「営利企業から見た行政の批判をしろ」との事で、勝浦町の動きを見せていただきました。

かざられた、わずかの資金でいかに町民が納得できうる町政を行なうか、これが町政運営の決め手であり、効率的投資が要求されるゆえんであろう。

現代は創造の時代であり、アイデアの時代である。最少の投資で最大の効果をあげる。われ

われ民間企業の目的であると同時に町政も同じかと思う。つぎに各人が責任を持つことである。職員の一人一人が自分の責務に責任を持つことにより町民の信頼を得、ひいては町民の町政ができうるのではないだろうか。

現職堺町長は、町民の町政を目ざして不眠不休の献身的努力を実行されている。また新聞の報道材料を提供する徳島県下最高のアイデアを屈指して。しかし、このアイデアを生かすもこゝろすも職員の双扉にかかっている。

現代は日進月歩である。時代に即応した知識を持ち、実行しなければならぬ。勝浦町永遠の幸福のために。

最後に必死に努力している町職員のために、町民は良きアドバイザーとしてその意欲を盛りあげていただきたい。



交通安全講座 その九

「歩行者の心得」

勝浦町内において、歩行者が重大な交通受傷事故を受けていることは、みなさんもよくご承知のことと思います。こん月はその歩行者の心得について説明します。

一、第一に守らなければならぬことは人は右、車は左の鉄則を守ることです。三溪の一部、坂本、立川などのように一方が危険で山側通行している箇所は別ですが、決められたルールを守ることが身を守ることになるのです。



横断するときは手を上げて

- 二、横断歩道を通行すること、近くに横断歩道があるのに、そこを通行せず近回りをしたため受傷した人がかなりあります。必ず横断歩道を通ってください。近くに横断歩道がないところでは、見通しのきくところを選んで、車の通行を確かめてから横断してください。横断するときは、手をあげ走ってくる車に手のひらを向けて運転者にわかるよう合図しましょう。飛び出しや停っている車の前後、また斜横断は走る車に背を向けることになって危険です。
- 三、幼児を連れて歩くときは右手で幼児の手を引きましょう。子供、老人、身体の不自由な人が横断しているのを見かけたときは、安全なように手をかしたり、合図をしたりしてあげましょう。
- 四、そのほかつぎのようなことはやめてください。
  1. 酒に酔って道路上をふらつくこと。
  2. 道路上に立ち停ったり、すわったり、ねそべったりすること。
  3. 道路上で、キャッチボールや、ローラースケートなどの遊び。
  4. 道路に物を投げたり、発射すること。

5. 進行中の車につかまること。これらのことは誰れでも知っていることですが、守られないため事故となった場合が多いのです。わしだけは、わしだけはい。

と過信せず、前記の事項をしゅぶん守って、交通戦争の犠牲者とならないよう注意してください。小松島警察勝浦派出所 湯浅 部長

交通指導員に新しい顔



梯 衛さん S8. 11. 21生(横瀬)



増井 正さん 大4. 12. 15生(生名)

交通事故をできるだけ少なくしていこうと設けられた町の交通指導員につきの二人の方を新たに(四月一日付)任命しました。

いままでは橋本さん、岡さんの二人でした。ラッシュ時間の交通指導は、なかなか大変です。指導員の方に「おつかれさん」とかわす、あいさつのかわりに安全運転に心がけましょう。

今月の交通事故 四月十五日、五月十四日まで

人身事故……二件(幼児) 物損事故……二件

よそみ、スピードの出し過ぎ、居眠り運転が事故の原因となっており、とくに若いドライバーの無謀運転が目だってきています。電柱や家はよけてくれませんが、ドライバーのみならず、いま一度免許をとった当時の気持ちにかえり、慎重な運転をし勝浦町から交通事故を追放しよう。



今月の移動警察

一運転免許証の書き換えはお忘れなく一

- ★免許証の有効期限が切迫(1カ月以内)している方
- ★日時 6月13日(火曜日) 午後2時から4時まで
- ★場所 勝浦町役場
- ★更新に必要なもの
  - (1)運転免許証
  - (2)写真2枚
  - (3)手数料
  - (4)住所を変更された方は住民票

※免許証お受けとりください 5月16日に更新申請をされた方は、13日の移動警察と同時に町役場で法規講習を行ない終了後、免許証をお渡ししますから時間厳守(午後2時)の上受講ください。

同和教育シリーズ (その九)

明治政府と四民平等



徳川幕府の崩壊により、身分制度は根底よりゆらぎ、その成立の基盤を失った。

明治元年(一八六八)新政府を組織した明治政府は、近代日本の進むべき道を明示して、「五か条の御誓文」を発表したが、その中で「旧来のろう習を破り」文明開化の世の中をつくることを内外に宣言したのである。

特に、下層身分の階級にとっては、明治四年(一八七一)待望久しい解放令が出された。すなわち、太政官布告六一号がそれである。これにより制度の上での完全なる四民平等が、わが国歴史上初めて実現されたのである。しかしそれは、単なる形式上、法律上のことだけであって、直ちに実態的差別の解消を意味するものでなかったことは華族制度や士族の特権を認め、平民には名字を名をすることを許しながら、下層身分にはそれさえも、同時にスタートさせなかつたことからも明らかであろう。大名や公卿には依然として特権意識を保たせるため、公、侯伯、子、男の五つの爵位と地位を保証し、武士には士族として帯刀の特権を与え、かつ、失業救済の目的で、秩禄公債と称し当時の金で二億一千万円、今の

貨幣価値に直すと二兆円に余る膨大な資金を給付したのである。これに対して、旧下層階級に属した部落の人たちは、形式的制度的には解放されたものの、新平民としてさげすまれ、生活上言語に絶する迫害とさげすみを受けたのであった。結婚就職、転居などの差別はもとより、子供の遊びにいたるまで交際を断られた彼ら部落民の生活は前にも増していつそう困窮するありさまであった。今まで受けていた、ただ一つの権利である免税の権利も取り消され、新たに租税と徴兵の義務を負わされたのである。

いいかえれば部落の人たちにとって、この太政官布告六一号は、実質的利益や解放をもたらさずして、失業の自由と、貧乏の自由、兵役や租税だけの平等を背負わせたのであった。権力も財力もなく、食うや食わずの生活がつづいた部落の人たちにとって、それは、地獄の責めにも等しい悲しい毎日の連続であったのである。しかも、こうした窮迫した状態は、決して、明治初期だけではなく、明治末年までつづくのであり、特に、日清、日露の両大戦で多くの働き手を失った部

落の人たちの困窮ぶりは目をとおいたくなるほどであった。こうした状況を見るにつけ、世論はようやく高まり、かつ部落内部からも、目覚めて現状の改革を要求する声がだんだんと高まってくるようになった。識者、文人、心ある人の中には、こうした現実を目を向け、真の解放を叫んで立ち上がる人もあらわれるようになった。

福沢諭吉は「学問のすすめ」をあらわし、「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず」と説き、大きな共鳴と感



季節の話題

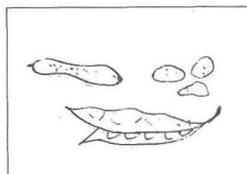
うつとおしい雨の季節がやってきました。梅雨は入りがあつて明けがないといわれますように、暦の上では十一日が「入梅」とあつて「出梅」はありません。ゴロゴロ様が鳴るまでつゆは明けないといえます。

動を与え、キリスト教の平和主義者内村鑑三は無階級万人平等をととなえ、東洋のルソーとうたわれた中江兆民は、「専制政府こそ差別の敵」と攻けました。また小松島市立江町の出身喜田貞吉博士は早くより部落の研究にとりくみ、差別の非を世に訴えたのである。

あぶないと思つたらすぐ棄てること。もつたいないと思つてちよつと食べてしまつてからでは取り返しのつかないことがあります。

それと台所の衛生は、わたしたちの健康を守る重要な拠点です。調理前の手の消毒はもちろんですが、食器類には必ず熱湯消毒を忘れずに……。

食 きゅうりは年中出回っていますが、これは歯ざわりの感触をたのしむ食べものですから、なまで食べるのが一番おいしいわけですが、肌が黄味がかっていては味も落ちます。みどりの発色を美しくするために、ちよつと熱い湯にくぐらせてからすく冷水に入れると味も一段と引き立ちます。



衣 温度と湿度がいっしょに上昇するこのごろです。朝から雨模様るときなど、お洗たくする気にもなれません。お洗たくする気にもなれません。お洗たくする気にもなれません。

住 高温多湿のこのごろ、まづ気になるのは台所やトイレの臭気です。臭気をとるために脱臭・芳香剤をまくわけですが、ただまだただけでは悪臭は消えません。これは前に書いた芳香剤の油分が残っているため、それが湿気を含んで臭う場合があり、また風通しをよくして煮え立つた熱湯でよく洗ひ落し、よく乾かしてから脱臭・芳香剤をふりまくことです。乾ききらないうちに薬剤をまいても利き

日赤奉仕団

皇居勤労奉仕に参加して



勝浦町班長

定作美佐子

(4月23日) (5月1日)

前からぜひ一度は奉仕したいと念願していたところ、このたび県中央福祉地区日赤奉仕団(団長大塚千代子先生外五十名)の募集に、中西委員長さんのお取り計らいで勝浦町から七名の参加が許され、その一人に加えていただいたことはこのうえもない光栄であり、初参加のわたしにとって、その日その日が印象深く、たいへん実の多い体験

となりました。皇居への参入となると、や、緊張がみえました。それは見るものすべてが広大で美しく、りっぱで、ただうっとりとするばかり。とりわけ新宮殿の中庭はすばらしく我を忘れて、眺めいつてしまいました。でもそれとは反対に、わたしたちが考えてもみなかったような質素なところも見受けられ、華やかさのなかに庶民的な心を感じずにはいられませんでした。

天皇、皇后両陛下に吹上御苑の前でお言葉をいただいた時はあまりのこうごうしさに君が代の斉唱もとぎれとぎれで身のひきしまる思いがしました。

天皇陛下のお言葉

「奉仕ご苦労である。各自それぞれの分野において、国家社会のため奉仕されんことを願う。」

皇后陛下のお言葉

「奉仕ご苦労と思います。からだにじゅう

ぶん注意して社会福祉のため尽してください。みなさんいつもでもお幸せにね。」

こうして、両陛下にお言葉をいただいた勤労奉仕に参加して心に強く感じさせられたことは、人は常におごらず、高ぶらずといった言葉を今一度考えてみなければならぬということでした。

奉仕最後の四日目、皇太子殿下一家のお住いである東宮御所にまいりましたが、その時、年老いた係の方が、いろいろ説明してくださったなかに、いつも感謝の気持ちを忘れてはならないと教えられ、心を打たれるひとときもありました。また皇太子ご一家にお目にかかれて、宮様たちのご立派なご成長に驚き、両陛下の聡明さと寛大さのおかげと感心させられました。そしてわたしたちの前で、紀宮さまが無邪気に石を拾っておいでになり、美智子妃殿下に見せておられたひとこまの中にも、お子さまのご成長をよく見守り、いたわられている妃殿下のお姿が親しく見受られ、わたしたち子供をもつ母親にとって感銘深いものがありました。

このたびの皇居奉仕で、身をもって学び、教えられたことを深く胸に刻んで、妻として、母としての使命をはたすため、ひいては社会福祉のために、いっしょうけんめいがんばりたいと思います。

勝浦病院診療日程表

曜日	診療科目	宿直医
月	内科、外科、小児科	内科医
火	内科、整形外科、産婦人科	内科医
水	内科、外科、小児科	内科医
木	内科、外科	内科医
金	内科、外科、小児科、産婦人科	内科医
土	午前中内科、午後外科	外科医

(日曜日は外科医師が診療を行ないます。)

前中に受け付けてください。午後には手術のため診療できない場合があります。

往診

いつでも往診いたしますが、外来患者が多い場合、また夜間入院重症患者がある場合はお断りすることがあります。

病院だより



受付時間

一般—午前8時30分から午後3時まで  
急患—いつでも受付いたします。

診療時間

一般—午前9時から午後5時まで  
時間外—当直医師が診察します

(註) 外科、整形外科の診療はなるべく午

勝浦病院窓口





今月の農作業メモ

「柑橘」

**一、摘果剤散布**  
 ことしは全国的に豊作型です。小玉みかんは完全に追放しなすよ。  
 摘果剤の散布は、満開後二十五日～三十五日の間が適期です。ナフサク粉末二〇〇PPM(水一斗に四g)をかけて、まず第一回目の摘果を完了してください。

**二、病虫害防除**  
 イ、ソウカ、コクテン、カイヨウ病の発生園。亜鉛加用硫酸合剤布後十～十四日の六月上旬に六～六式ホルドー液を散布する。  
 ロ、コクテン病、サビダニは、六月下旬にMダイファー六〇〇倍液を散布する。  
 ハ、アブラムシ、ハモグリガは硫酸ニコチン八〇〇倍、ハイドロール、アッパー一、〇〇〇倍を散布する。  
 ニ、カミキリムシは、サッチュ

「柿」

トコートS五〇倍を散布又は捕殺、殺卵を行なう。  
 ホ、ルビロー虫、トゲコナジラミは天敵放飼  
 ヘ、サンホーゼカイガラムシは六月中旬エルサン(バブチオン)水和剤八〇〇倍、ヤノネ兼用は、ビニフェート乳剤二、〇〇〇倍を散布。  
 ト 除草剤、梅雨後期は、ハイパーX。宿根草にはボミカル水和剤。  
**三、夏肥施用**  
 イ 早生、早出し種は、夏肥中止  
 ロ 貯蔵用種は、六月下旬に施用

「水稲」

**一、病虫害防除**  
 イ イチモ、ウンカ、ヨコバイに田植前にキタエース粉剤を散布する。  
 ロ 除草剤、六月中旬(田植後)にヒエ、その他雑草にサターNS粒剤(田植後十日頃)かMO粒剤(田植後二～三日)を散布する。

八元肥、追肥施用

立地条件	元 肥	中 間 追 肥	穂 肥	三 成 分 量			目標収量
				N	P <sub>2</sub> O <sub>5</sub>	K <sub>2</sub> O	
肥 沃 田	硅カ 160kg 塩加機安1号 40kg		N K化成2号 15kg	8.0kg	5.6kg	8.0kg	450kg
普 通 田	硅カ 160kg 機安14号 30kg	機安14号 20kg	N K化成2号 7kg	8.1	5.0	7.6	420
秋 落 田	硅カ 160kg 塩加機安1号 20kg	固形1号 60kg	原則として必要としない	5.8	5.8	5.8	400

肥料の施し方  
 1. 元肥は代かき前に全層に施肥する。  
 2. 初期分けつのは悪い田では元肥の一部分を活着後にかけて施してもよい。  
 3. 硅カは稲の茎葉を強くし、病虫害に対する抵抗性を増し倒伏の防止に役立つ。

追肥は生育の状況を見て加減し、田植後20日以内にすすこと。固形肥料は田植後7日頃に踏みこむ。

出穂予定日の22～25日前に施す。出穂予定日は下記の表を利用して下さい。

この設計は上記収量を目標とした場合の設計例です。多収穫を目標とする場合は夫々施肥量を増加して下さい。

「梅」

**一、病虫害防除**  
 イ クロホシ病には水和イオウ四〇〇倍。  
 ロ クロカイガラムシにはエルサン一、〇〇〇倍  
 農業技術センター



畑地総合事務所に

電話が架設になりました

電話番号(阿波勝浦)  
 三三六五番です。  
 じゅうぶんご利用ください。  
 産業課

四国電力だより

停電時間Oを目標に努力を続けています。  
 事故による停電は毎年減っています。

電報電話局だより

電話の故障は「一一三番」へ  
 料金はいりません



電話が故障したときは、すぐ「一一三番」へお知らせください。自分でいじったりしますとかえって直りにくくなります。「電話のエチケット」を講習いたします。  
 生活を豊かにする電話のいろいろを主題にした映画のフィルムを用意いたしました。各種の集会や会合の際にご利用ください。(詳細は二〇〇〇番へ)  
 阿波勝浦電報電話局

おり、四十六年一戸当りの平均停電時間はわずか八分です。  
 事故の原因には、車両の衝突や、天災など第三者要因による事故が大半を占めています。

